

安心実現のための緊急総合対策 主な施策のポイント

平成20年9月

内閣府

<主な施策>

- | | | | |
|---------------------------|----|---|----|
| ★1 輸入麦価格引上げ幅圧縮…………… | 3 | ★17 木材・木質バイオマス利活用の総合的推進、
森林吸収源策…………… | 19 |
| ★2 生活支援資金貸付の拡充…………… | 4 | ★18 環境エネルギー革新的技術の開発加速…… | 20 |
| ★3 生活雇用支援対策の強化①…………… | 5 | ★19 原油市場等の透明性の向上…………… | 21 |
| ★4 生活雇用支援対策の強化②…………… | 6 | ★20 省エネ長寿命住宅の振興…………… | 22 |
| ★5 最低賃金引上げ、賃金引上げ要請…………… | 7 | ★21 住宅投資の活性化…………… | 23 |
| ★6 高速道路料金の引下げ…………… | 8 | ★22 児童を地震から守る学校づくり…………… | 24 |
| ★7 特別減税等の実施…………… | 9 | ★23 災害復旧・防災対策…………… | 25 |
| ★8 消費者庁(仮称)の創設…………… | 10 | ★24 強い農林水産業創出…………… | 26 |
| ★9 消費者政策の抜本的強化…………… | 11 | ★25 中小・零細企業金融の円滑化…………… | 27 |
| ★10 非正規雇用対策等の推進…………… | 12 | ★26 資金繰り対策の拡充…………… | 28 |
| ★11 高齢者医療対策の充実…………… | 13 | ★27 下請事業者保護の強化…………… | 29 |
| ★12 新型インフルエンザ対策…………… | 14 | ★28 「下請保護情報ネットワーク(仮称)」の構築…… | 30 |
| ★13 年金記録問題への取組…………… | 15 | ★29 特定業種支援の強化…………… | 31 |
| ★14 「新待機児童ゼロ作戦」の集中・重点実施…… | 16 | ★30 廃棄物不法投棄の原状回復事業への支援…… | 32 |
| ★15 太陽光発電の導入支援…………… | 17 | ★31 生産性向上等による成長力の強化…………… | 33 |
| ★16 エコカー等の普及…………… | 18 | ★32 地方公共団体への配慮…………… | 34 |

<税制改正等>

- ★33 税制の抜本的改革にあわせ検討・実施
- ★34 21年度以降の対策推進

切れ目のない段階的実施

輸入麦価引上げ幅圧縮

現 状

小麦の国際価格の高騰
シカゴ相場 2.3倍の上昇
(H18. 1→H20. 8)

麦関連製品の動向
小麦粉 H19.5、H19.11、H20.4の3回値上げ
食パン H19.12、H20.5の2回値上げ

施策の概要

○輸入麦の政府売渡価格引上げ幅の圧縮

生活関連物資の価格が上昇し、国民生活に影響を与えている状況を踏まえ、特例的に輸入麦の政府売渡価格の引上げ幅を大幅に圧縮します。
(引上げ幅: 主要5銘柄平均23%⇒一律10%)

※輸入麦の政府売渡価格改定ルール

年2回(4月、10月)価格改定月の3ヶ月前から遡って8ヶ月間の政府買付価格の平均値にマークアップを上乗せして算定(マークアップ: 国産麦生産振興のための経費等に充当)

施策の効果

○本施策により、消費者物価指数に与える影響が0.01%に抑えられます。

※引上げ幅を10%に圧縮する本施策の直接的な効果に限る。

生活支援資金貸付の拡充

施策の概要

○母子寡婦福祉貸付金制度の拡充

- ・母子寡婦福祉貸付金制度とは、母子家庭の母等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的とした貸付制度です。
- ・物価上昇により生活に影響を受けている母子家庭等の生活の安定を図るため、生活費に対する貸付について、複数月分の一括貸付を可能とすること及び無利子貸付枠の拡大を行います。

○低所得者等への生活福祉資金貸付制度の利用促進

- ・生活福祉資金貸付制度とは、低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯及び失業者世帯に対し、資金の貸付を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進を図ることを目的とした貸付制度です。
- ・生活福祉資金貸付制度について、物価上昇により生活に影響を受けている方への周知徹底を図ります。

施策の効果

本施策により、物価高等の影響を受けている母子家庭の母等が安定した生活を送れるようになります。
本施策により、物価高等の影響を受け生活に困窮している方の資金ニーズに対応します。

生活雇用支援対策の強化①

現 状

離島航路における燃料油価格の高騰

C重油 2.6倍の上昇
(H16.3→H20.3)

補助対象離島航路で一般旅客定期航路事業を営む民営・三セク57事業者のうち41事業者(約7割)が債務超過。航路維持のため運賃値上げ、減便が広がるおそれ。

施策の概要

○離島・寒冷地での生活支援や学校給食に係る保護者負担の軽減など地方自治体の自主的取組みへの支援

離島の生活者支援、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成や学校給食に係る保護者負担の軽減等、原油価格高騰対策として今年度において地方自治体を実施する施策に要する経費について特別交付税措置します。

○離島・過疎等の地域における公共交通の維持、石油製品の流通合理化等

燃料油価格高騰等を踏まえ、離島・過疎等地域住民の生活交通手段である離島航路※1・離島航空路線※2・地方バス路線※3を維持するため、引き続き必要な補助金を交付します。離島における石油関連事業者等の共同タンク設置、共同配送等流通合理化対策に対する支援を行います。

※1離島航路補助(欠損補助)

※2運航費補助 等

※3運行費補助 等

等

施策の効果

- ・地域の実情に応じた原油高騰対策の実施を促し、物価高騰に直面する国民生活の不安を解消。
- ・離島・過疎等の地域住民が日常生活を行う上で必要不可欠な交通手段である離島航路・離島航空路線・地方バス路線を維持。

生活雇用支援対策の強化②

現 状

原油等資源価格の高騰が「収益を圧迫している」と回答した中小企業は83.2%

「原油等資源価格の高騰等に伴う事業活動及び雇用面への影響について」
20年7月厚生労働省（公共職業安定所による中小企業約4千社ヒアリング結果）

雇用失業情勢の地域格差

有効求人倍率 沖縄県0.39倍、青森県0.42倍
（全国 0.89倍、H20.7 パート含む季節調整値）

施策の概要

○「中小企業緊急雇用安定助成金」（仮称）を創設します。

原材料費高騰により特に雇用に悪影響を受けやすいと考えられる中小企業への対策として、従来の雇用調整助成金を見直し、「中小企業緊急雇用安定助成金」（仮称）を創設し、支給要件※を緩和し、収益が悪化する中でも、雇用を維持する中小企業を機動的に支援します。

※現行の支給要件：
最近6ヶ月の生産量が前年同期比10%以上減少 等

○雇用情勢が厳しい地域における雇用確保、就労支援

雇用失業情勢が厳しい地域における創業支援の強化、離職者訓練の重点実施、国と道県との共同による就職支援の実施、地域が主体となって行う雇用創造に資する事業に対する支援の強化等に取り組みます。

等

施策の効果

○本施策により、雇用失業情勢の厳しい地域における失業者の安定就労を促進します。

最低賃金引上げ、賃金引上げ要請

施策の概要

○最低賃金の引き上げ

・最低賃金とは、国が法的強制力をもって定める最低額の賃金です。

※ 最低賃金には、都道府県毎に決定され、全ての労働者・使用者に適用される「地域別最低賃金」と都道府県の特定の産業毎に決定される「産業別最低賃金」があります。

・最低賃金の決定基準について、生活保護との整合性に配慮するよう明確化すること等を内容とする法改正を行いました。政府としては、改正法の趣旨に沿った最低賃金の適切な引上げを図ります。

・また、中長期的な取組として、「成長力底上げ戦略推進円卓会議」では、本年6月に以下のような合意がなされており、政府としてもこれに沿った取組を進めます。

1. 最低賃金について、社会経済情勢を考慮しつつ、生活保護との整合性、小規模事業所の高卒初任給の最も低位の水位の水準との均衡を勘案し、5年程度での引き上げを目指し、政労使で取り組みます。
2. 中小企業の体質強化・収益力向上に努めるほか、下請適正取引等の推進に全力を上げます。

・賃金の確保に向けた環境づくりを行い、労働者の生活の安定を図るため、平成19年度の最低賃金については、全国加重平均で687円(+14円)に引き上げられました。また、平成20年度についても引上げ額が全国加重平均で+15円となる目安が提示され、10月以降都道府県毎に最低賃金額が改定される見込みです。

※過去の引上げ額の推移 平成18年度(+5円) 平成17年度(+3年) 平成16年度(+1円) 平成15年度(+1年)

・最低賃金の履行確保上問題があると考えられる地域、業種等を重点とした監督指導を実施するとともに、最低賃金の国民への徹底を図ります。

○経済界に対する賃金引上げの要請

・経済界に対する賃金引上げの要請を実施していきます。

施策の効果

◆就業形態が多様化する中で、労働者の賃金の最低限度の水準を保障する最低賃金制度を適切に運営するとともに、経済界に対する賃金引上げの要請を実施することにより、国民生活の安定が図られます。

高速道路料金の引下げ

施策の概要

○現下の急激な原油価格高騰が国民生活等に深刻な影響を与えている状況を踏まえ、高速道路料金の引下げによる緊急措置を実施します。

(なお、今回の取組みに続く料金引下げの取組についても、料金社会実験等を踏まえ検討を進めます。)

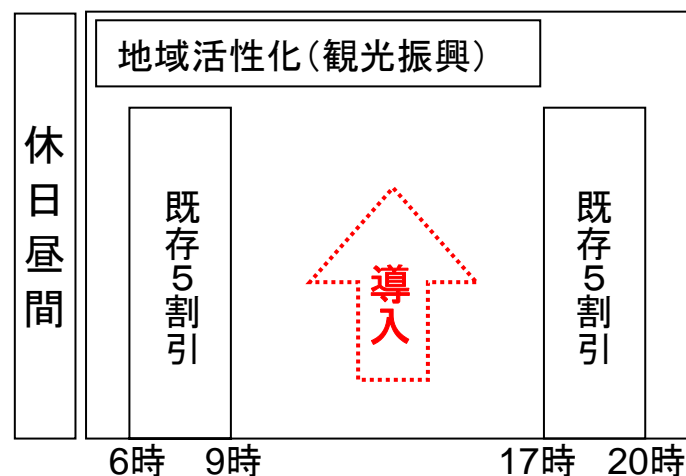
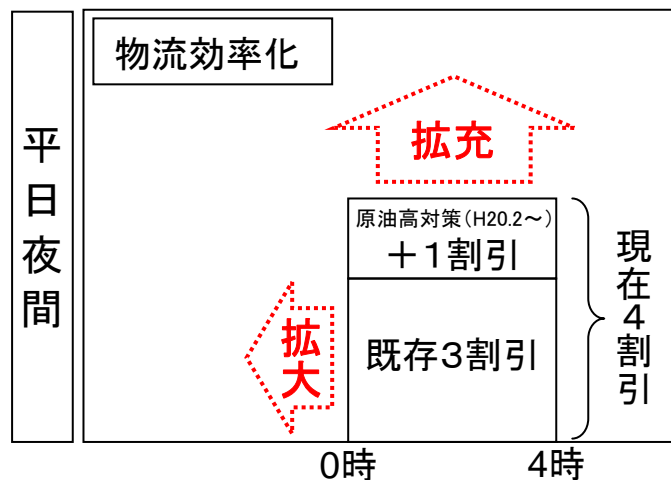
① 物流効率化<長距離貨物輸送の多い夜間>

➢ 深夜割引の拡充、夜間の割引時間帯の拡大

② 地域活性化(観光振興)<観光・レジャー利用が多い休日>

➢ 地方部の休日昼間時間帯の割引導入

○首都高速・阪神高速の対距離料金制度の導入を延期します。



施策の効果

- ・貨物輸送量の約5割を占める時間帯の物流コストを低減し、物価安定に寄与。
- ・ガソリン高騰により低下した観光やレジャーの需要を喚起。

特別減税等の実施

施策の概要

○特別減税の実施

- ・物価高、原油高の経済環境の変化に対応するため、家計への緊急支援として、定額控除方式による所得税・個人住民税の特別減税を単年度の措置として、平成20年度内に実施するため、規模・実施方式等については、財源を勘案しつつ、年末の税制抜本改革の議論に併せて引き続き検討します。

○臨時福祉特別給付金の実施

- ・特別減税の実施に関連し、老齢福祉年金の受給者等に対する臨時特例の単年度の措置として、臨時福祉特別給付金を支給するため、規模・実施方式等については、特別減税の検討とあわせ引き続き検討します。

施策の効果

物価高、原油高の経済環境の変化に対する家計の不安を解消

(※特別減税等の定量的な効果については、規模・実施方式等を今後検討するため現時点では未定)

消費者庁(仮称)の創設

施策の概要

(背景)

近年、食品の不正表示、英会話教室事件、悪徳商法など国民生活の安全・安心を揺るがすような消費者被害が次々と発生しております(※)。こうした消費者被害の発生を踏まえ、これまで縦割り行政の下で行われてきた行政の在り方を大転換し、「消費者を主役とする政府の舵取り役」として、消費者庁(仮称)を来年度(平成21年度)から創設します。

※消費生活相談の年度別総件数 : 1997年度 約40万件 → 2007年度 約105万件に増加((独)国民生活センター調べ)

(概要)

・誰もがアクセスしやすい消費者相談窓口として地方の消費生活センター等(※)を位置づけ、国と地方が一体となった全国ネットワークを構築します。

※ 全国538か所(2007年現在、週4日以上相談業務を行っているものを計上)

- ・消費者相談窓口と行政の対応を直結し、トラブルに迅速に対応します。
- ・消費者行政の「司令塔」として、各省庁の取組を強力に主導します。
- ・消費者の目線に立って、各省庁の縦割りを超え幅広い分野を対象に新法等の企画立案を行います。
- ・有識者から成る消費者政策委員会(仮称)を設置する等政策全般に消費者の声を反映する仕組みを構築します。

施策の効果

- ・消費者行政の司令塔となる消費者庁(仮称)の創設により、消費者利益の擁護・増進を実現します。
- ・新たな消費者行政の展開により、消費者に安全安心を提供し、未実現の消費者ニーズを実現します。
- ・同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高めることにより、産業活動を活性化させます。

消費者政策の抜本的強化

施策の概要

食品の不正表示、英会話教室事件、悪徳商法など消費者の信頼を裏切る事件が多発し、消費者生活における不安が増大していることに対応するため、消費者を主役とする行政への体制転換を進めるとともに、食の安全対策を強化します。

【具体的施策】

- 「消費者を主役とする政府の舵取り役」を担う消費者庁(仮称)の創設(平成21年度)
- 研修の拡充による消費生活相談体制の強化、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口の整備
- 消費生活相談等の情報共有体制の整備(PIO-NET端末の追加配備、事故情報の整理・分析・検索及び消費者等からの情報を収集する「事故情報データベース」構築)
- 輸入食品等の安全対策の強化(検疫所における大幅な人員拡充及び機器整備による検査体制の強化)
 - ・ 多数の原材料からなる複雑な加工食品の残留農薬検査件数を約1.5倍を目途に増加させます。

施策の効果

- 消費者行政の司令塔となる消費者庁(仮称)の創設により、消費者利益の擁護・増進を実現します
- 新たな消費者行政の展開により、消費者に安全安心を提供し、未実現の消費者ニーズを実現します
- 同時に、ルールの透明性や行政行為の予見可能性を高めることにより、産業活動を活性化させます
- 食に対する不安を解消し、食に対する安全・安心が確保されます

非正規雇用対策等の推進

施策の概要

労働者の1/3を占めるパートや派遣などの非正規労働者が安心して働き、生活できる環境の整備を図ります。また、若者・女性・高齢者など働く意欲がある人が能力を発揮できるような環境整備を推進します。

(主な取組)

◆労働者派遣制度の見直し等

- 労働者派遣制度(日雇派遣等)の見直しを行うとともに、違法派遣の一掃に向けて指導監督を徹底します。
- 日雇派遣労働者等の安定した就職実現のため、ハローワークに特別の相談窓口を設け、担当者制によるきめ細かい職業相談・職業紹介等の支援を実施します。

◆非正規労働者の雇用安定(「トライアル雇用制度」の拡充等)

- 年長フリーター、30代後半の若者を重点に、トライアル雇用制度^(※)の活用等による就職支援(新たに30代後半も支援対象)を実施します。
※ 職業経験などから就職が困難な若年者(これまでは35歳未満)等を対象に、ハローワークの紹介で一定期間試行雇用することにより、その後の常用雇用につなげる制度
- 「ジョブ・カード制度」(座学と実習を組み合わせた訓練の実施、職務経歴や職業訓練、能力評価等の情報を就職活動に活用する仕組み)を制度を整備し、支援を充実します。
- 短時間正社員制度やフルタイムで働く有期契約の労働者への正社員と共通の処遇制度を導入する企業を支援します。
- 住居のない不安定就労者等に対する支援を実施します。 ○ 非正規労働者に対する相談体制を拡充します。 等

◆女性の就労支援

- 女性の就労支援体制の強化、保育サービス充実を図ります。 等

◆高齢者・障害者の就労支援(65歳以上の高齢者を雇い入れた事業主助成の新設等)

- 支援対象を従来の65歳未満から拡大し、65歳以上の高齢者を雇い入れた事業主に対する助成を新設します。
- ハローワーク等の紹介により、障害者を雇い入れた中小事業主に対する助成の充実を図ります。 等

施策の効果

- ◆若者(3年間で100万人の正規雇用化)・女性(3年間で最大20万人の就業増)・高齢者(3年間で100万人の就業増)等が、安心して働き、生活できる環境整備の一助となります。

高齢者医療対策の充実

施策の概要

本年4月から施行された長寿医療制度の円滑な実施のため、6月の政府・与党決定（「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」）を踏まえ、以下の対策を着実に実施します。

- ◆市町村等と連携して、市町村の小中学校区ごとの長寿医療制度に関する住民説明会を展開するとともに、リーフレットの配付、新聞・テレビ・ラジオなど政府公報を積極的に実施し、地域における健康増進事業や相談体制の整備を行います。
- ◆所得が低い方を対象とした保険料のさらなる軽減措置として、平成20年度において以下の対策を実施します。
 - 均等割の保険料をさらに軽減します（7割→8.5割）。
 - 所得割（年金収入153万円～211万円までの被保険者）の保険料を、原則一律50%軽減します。
- ◆本年7月の与党PTも踏まえ、70歳～74歳の医療費自己負担の見直しの凍結継続や、長寿医療制度の被保険者（被扶養者であった方）の保険料負担軽減（9割軽減）を継続します。

施策の効果

- ◆長寿医療制度の円滑な実施が図られるとともに、保険料や医療費自己負担の軽減等を通じて、長寿医療制度に対する不安・不満が解消され、国民生活の向上につながります。

新型インフルエンザ対策

施策の概要

- 新型インフルエンザはまだ発生していませんが、その備えは危機管理上の喫緊の課題となっています。
※仮に我が国で発生した場合、感染者は約3,200万人、死亡者は17～64万人にも達するおそれがあります。
 - 新型インフルエンザから国民の生命と健康を守るとともに、社会的混乱を回避するため、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチンの備蓄などの対策を講じます。
 - ◆ 渡り鳥等野鳥のモニタリング体制の整備
 - ◆ 抗インフルエンザウイルス薬(注1)及びプレパンデミックワクチン(注2)の備蓄の増加
 - ◆ 水際対策等に従事する者に必要な感染防護の資器材の整備等
- (注1) インフルエンザに対する治療薬。
(注2) 新型インフルエンザウイルスが大流行(パンデミック)を起こす以前に、鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されたワクチンで予防するためのもの。

施策の効果

- ◆ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、諸外国における備蓄状況等を勘案し、現在の国民の23%相当から40～50%程度まで段階的に引き上げます。
- ◆ プレパンデミックワクチンの備蓄について、現在の2,000万人から引き上げます。
- ◆ 新型インフルエンザ発生時を想定した事前の対応を講じて国民の安全の確保に備えます。

年金記録問題への取組

施策の概要

○「ねんきん特別便」を3月までに記録が結び付く可能性のある方(1,030万人)、5月までにその他の全ての年金受給者(3,400万人)、10月までに現役加入者(6,200万人)に対してお送りし、国民の皆様には記録を確認していただいています。

※ 「ねんきん特別便」とは、すべての年金受給者及び年金加入者の皆様に、送付時点の年金加入記録を記載したお知らせを送付するものです。

○住基ネットの活用など、記録の内容に応じた様々な方法による解明作業を計画的に実施します。

○全国に散らばって保管されている8.5億件の紙台帳を平成21年度までに電子画像化した上で、オンライン記録との突合せを着実に進めるための体制整備を行います。

※ 紙台帳(マイクロフィルムを含む)を電子画像で取り込み、簡単に検索できる「電子画像データ検索システム」を整備します。これにより紙台帳の情報とオンライン記録との突合せが、より効率的に実施できるようになります。

施策の効果

- ◆未統合記録の解明・統合、年金記録の正確性の確保を着実に進めます。
- ◆昨年7月5日の政府・与党合意で示されたオンライン記録と紙台帳との計画的・効率的な突合せを着実に実施する道筋を明確にし、年金記録管理体制に対する国民の信頼を回復します。

「新待機児童ゼロ作戦」の集中・重点実施

施策の概要

「新待機児童ゼロ作戦」は、本年2月に、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するために決定されたものです。

以下の施策を実施し、待機児童をゼロにすることを目指し、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保します。

◆認定こども園の設置促進を図るため、こども交付金の創設等による総合的な支援

※認定こども園とは、保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設です。

※平成18年10月から開始された認定こども園の設置数は229か所(平成20年4月)であり一層の整備が必要です。

◆待機児童を早期に解消するため、待機児童の多い地域を中心とした保育サービスの充実

※待機児童数 19,550人(平成20年4月)

※待機児童50人以上の都市部の84市区町村で待機児童総数の約76%を占めています。

◆放課後児童クラブの緊急整備

※放課後児童クラブとは保護者が働いている等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたち(1年生～3年生)に、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

※放課後児童クラブの設置数 16,685カ所(平成19年5月)(未実施市町村が216町村)

等

施策の効果

【「新待機児童ゼロ作戦」の集中重点期間(平成20～22年度)の目標】

◆保育サービス(3歳未満児)の提供割合	全3歳未満児の20%	⇒	26%
◆放課後児童クラブ(小学1年～3年)の提供割合	全小学1～3年生の19%	⇒	32%